

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報（事後公表）

【担当課：副首都推進局 制度企画担当】

議 題	大阪にふさわしい大都市制度のあり方について
日 時	平成30年6月26日(火) 10時50分～12時10分
場 所	中央大学駿河台記念館
出 席 者	(特別顧問・特別参与)：佐々木特別顧問 (職員等)：副首都推進局制度企画担当課長、制度企画担当課長代理
論 点	○大都市制度（総合区・特別区）の検討状況について
主 な 意 見	<p>○この間の大都市制度（総合区・特別区）の検討状況等については内容を理解。</p> <p>○特別区の庁舎整備のあり方については、特別区設置後、特別区長・区議会の判断に委ねてもいいのではないか。</p> <p>○特別区の議員定数については、常任委員会の数や委員数を念頭において決定することが大切。基礎自治体の議員として、どのくらいの住民を一人の議員が代表するのが適当なのかといった議論も重要ではないか。</p> <p>○行政職員が区長となる総合区と公選の首長・議会をもつ特別区は全く別物。特別区を設置すれば、特別区間で政治的競争が生まれ、いろんなアイデアが生まれる効果があるのではないか。</p> <p>○大阪市長は、1人の市長と1つの議会で、270万人の市民のニーズを把握し、施策を決定するというのは、マネジメントの範囲を超えているという点を、もっと市民に訴え、特別区を設置する政治的意義が強いことをもっと周知してもいいのではないか。</p> <p>○特別区の設置や広域機能の一元化による大阪府市統合の意義をもっと鮮明にしてよいのでは。</p>
結 論	特別顧問のご意見を踏まえ、引き続き検討を進める。
説 明 等 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9回大都市制度（特別区設置）協議会資料 特別区の素案（区の名称、本庁舎の位置、議員定数） ・ 大規模プロジェクトに係る財政的な影響 ・ 大都市制度（特別区設置）協議会だより（第1号～第4号） ・ 経済効果に関する調査検討業務委託（業者選定結果） ・ 総合区制度案（副首都推進局案） ・ 総合区のお知らせ（第1号～第4号）
備 考	

関係所属 (部 課)	
-----------------	--